

保険 国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証 をお使いの皆さんへ

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

有効期限と限度額適用などのお知らせがあります。
期限は7月31日(水)となっておりますので、ご注意ください。

国民健康保険被保険者の皆さんへ 国民健康保険に加入している 70歳から74歳の人

現在交付している「国民健康保険
高齢受給者証」の有効期限は7月31
日までとなっておりますので、7月下
旬に新しい高齢受給者証(白色)を郵
送します。8月1日以降は新しい高
齢受給者証をお使いください。
なお、有効期限を過ぎた高齢受給
者証は適正に処分してください。

医療費が高額になるときは限度 額適用認定証の申請を

医療費が高額になる人に対して、
限度額適用認定証を発行しています。
限度額適用認定証を病院に提示する
と、窓口での負担が少なくなる可能
性があります。

■申請に必要なもの
国民健康保険証、印鑑、国民健康
保険高齢受給者証(該当者のみ)
※国民健康保険税の滞納がある世帯
には、認定証が交付されない場合
があります。

限度額適用認定証をお持ちの人

現在交付している「限度額適用認
定証」の有効期限は7月31日までと
なっていますので、引き続きご使用
の予定がある人は8月中に更新の申
請を行ってください。

■自己負担限度額(月額)

・70歳未満の人 (過去12カ月間の回数)

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

・70歳以上75歳未満の人

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 後期高齢者医療被保険者証(保険 証)を郵送します

現在お持ちの保険証(黄色)の有効
期限は7月31日までとなっております
ので、新しい保険証(オレンジ色)を
7月中に簡易書留で郵送します。8
月1日からは、新しい保険証をお使
いください。

新しい保険証に記載してある一部
負担金の割合は、平成25年度の住民
税の課税所得をもとに判定していま
す。
なお、有効期限を過ぎた保険証は
適正に処分してください。

■一部負担金の割合(窓口負担)

同一世帯の後期高齢者医療被保
険者のうち、住民税の課税所得
が145万円以上ある人がいる世
帯の被保険者

3割

上記条件に該当しない世帯の被
保険者

1割

限度額適用・標準負担額減額認 定証の更新と新規申請

①更新

現在お持ちの「限度額適用・標準
負担額減額認定証」(黄色)の有効期
限は、7月31日までとなっております。
8月1日からも引き続き該当する人
には、新しい認定証(オレンジ色)を
保険証に同封し郵送します。

②新規の申請

住民税非課税世帯の人で、現在「限
度額適用・標準負担額減額認定証」
をお持ちでない人が、入院や通院で
高額な医療費がかかる場合には、こ
の認定証が必要となります。国民健
康保険係の窓口申請してください。
※住民税課税世帯の人は該当しま
せん。

■申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、印鑑

保険料額決定通知書を郵送します

平成25年度の正式な保険料が決定
しましたので、7月中に保険料額決
定通知書を郵送します。

特別徴収(年金からの天引き)の人
または普通徴収の口座振替で納付し
ている人へ①保険料額決定通知書と
②説明資料などを郵送します。
③普通徴収の納付書納付の人へ①、
②の他に納付書を同封しますので、
納付期限内に納付してください。

募集 シニアのためのウォーキングを 健康ウォーキング

☎ 老人クラブ連合会 ☎(232)8638
☎ 介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366

生きがいのある生活を送るためには、運動習慣を身につけ、体力の保持
に努めることが大切です。正しい指導のもと、ウォーキングを楽ししま
せんか。

ウォーキングは、家の近所など、
いつでも・どこでも手軽に行えるこ
うメリットがあります。さらに、
有酸素運動であるウォーキングは、
生活習慣病や認知症などの予防効果
やアンチエイジング効果なども期待
できます。



▲ウォーキングをする参加者たち

■日時 7月17日(水)

■場所 午前9時～午前10時30分

■集合場所 菊陽杉並木公園ふれあい広場

■対象者 菊陽杉並木公園管理センター前

で、人の手を借りずに30分程度の
ウォーキングができる人

■持参物 飲み物、歩数計(持っていない人
には貸し出します)、タオル

■費用 保険料100円(当日徴収)

■定員 50人(先着順)

■申込方法

○老人クラブ連合会に電話で申し込む
月・水・金曜日

☎(232)8638

○介護保険課に電話で申し込む
火・木曜日

☎(232)2366

■申込期限 7月10日(水)

☎(232)2366

菊池地域の高校に通う高校生の皆さんへ 思春期メール相談を行っています

菊池保健所では、菊池地域の高校に通う高校生を対象
にメール相談を行っています。

友達のことや恋愛、勉強、体のことなどで悩んでいま
せんか。面と向かって相談しづらい時、悩みをメールで
送れば年齢の近い大学生が相談に乗ってくれます。自分
で悩みをため込まず、解決に向けて相談してみませんか。

メール相談窓口はこちら 大学生の活動はこちら
kikupeer@yahoo.co.jp http://ameblo.jp/kuma-peer/



※このメール相談は、菊池地域の高校に通う高校生が対
象です(保護者は対象ではありません)。対象者以外で
相談がある人は菊池保健所にご相談ください。

■問い合わせ
菊池保健所 ☎0968(25)4138

指定地域密着型サービス事業者を 募集します

町では「第5期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険
事業計画」に基づき、地域密着型サービスの整備を計画的
に推進しており、平成25年度は下記施設を整備する予定
です。

そこで、下記の事業所を開設したい法人は、注意事項を
確認し、受付期間内に公募申請書の提出をお願いします。

指定する事業者は、菊陽町地域密着型サービス運営委員
会で審査し、町が決定します。

■申請対象の地域密着型サービス施設

認知症対応型共同生活介護(2ユニット：定員18人)
1施設

■受付期間

7月1日(月)～7月31日(水)

■注意事項

詳しくは、介護保険課にご確認ください。

■問い合わせ

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508